

被災者支援 コーディネーション

ガイドライン
〈物資〉

分野別 被災者支援コーディネーション ガイドライン〈物資〉

目次

第1章	はじめに.....	2
第2章	本ガイドラインがカバーする範囲.....	4
第3章	物資の支援に関する組織・団体.....	5
3-1	物資の支援に関する組織・団体.....	5
3-2	行政による物資の支援の取組・実例.....	6
3-3	民間による物資の支援の取組・実例.....	12
第4章	コーディネーションの実践ノウハウ.....	16
4-1	物資の支援で目指す理想の状況.....	16
4-2	物資の支援のコーディネーションの基本フロー.....	19
4-3	特に配慮すべき事項（陥りやすい事項）.....	23
4-5	コーディネーションの体制.....	26
第5章	参考資料.....	30

第1章 はじめに

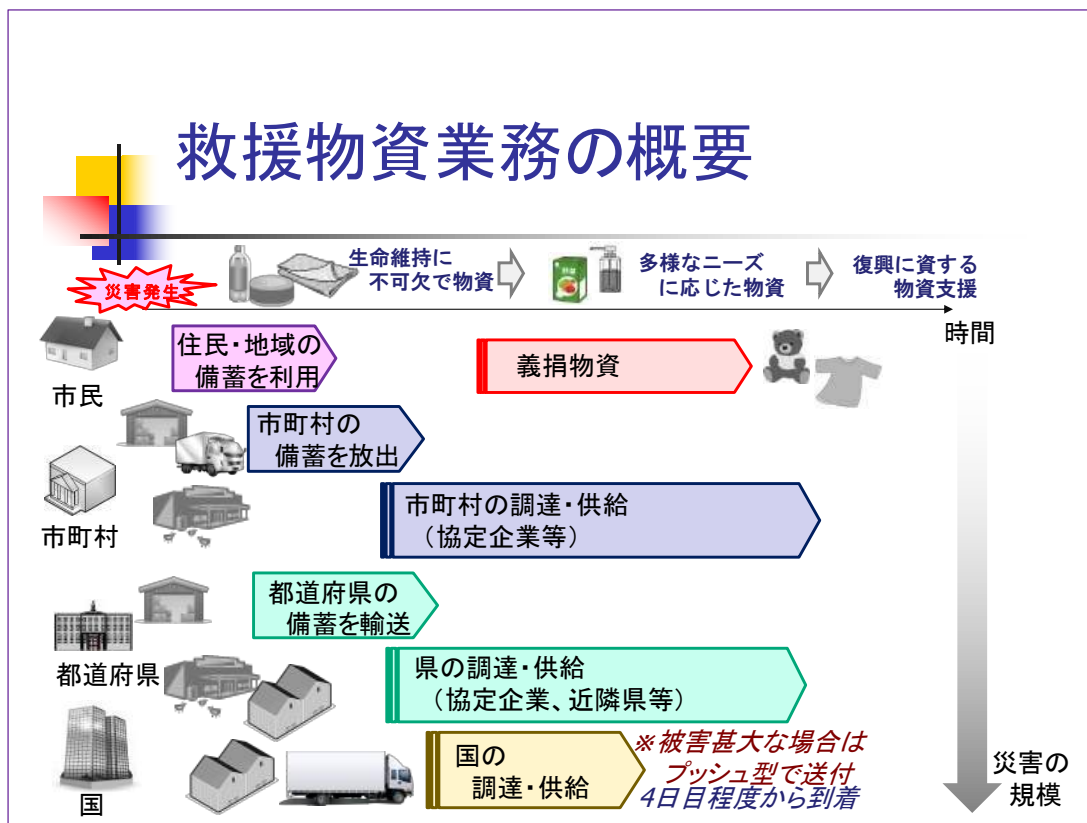
■ 目的

災害時において、被災者に必要な物資を円滑に届けるための支援は、被災者の当座の飲料水・食料の確保に止まらず、避難生活の心と健康を守り、その後の生活再建への希望と活力を支えることにつながるため、災害発生時から生活再建までの長い期間において必要となる。

また、物資の支援に際しては、行政だけでなく、物流や輸送に携わる企業や生協、NPOやボランティア、個人からの救援物資など、多種多様な物資支援の担い手や支援方法が存在することとなり、物資支援のコーディネーションを行うには、行政や民間の支援の動きを把握し、確実に被災者に必要な物資を届けるようにしなければならない。

そのため、物資支援のコーディネーションには、一律に物資が配布されているかどうかという視点だけではなく、被災者支援にあたり、重要な視点である、量のみならず質の確保、女性・子ども・高齢者・障がいのある方・外国人など、より脆弱な立場や環境にある方にニーズに合ったものが担保されているのかどうか、といった視点を持つことが求められる。

< 救援物資支援業務の流れ >



(出典:防災科学技術研究所 宇田川真之氏提供)

物資の支援ニーズは、時間の経過に伴って大きく変化するため、コーディネーターは、避難所や在宅など、支援対象となる場所でのどのようなことが起きるのかについて理解し、被災者支援の流れ(「被災者支援コーディネーション ガイドライン 第5章 被災者支援コーディネーションの具体的な活動(災害時)」に記載)を意識しながら、適時適切な物資支援につながるようコーディネーションを行う必要がある。

実際に物資支援を行う際には、一部の限られた者からの情報や意見だけでなく、複数の支援者や関係者と情報を共有することや、ニーズの把握に際しては、男性だけでなく女性からの意見、外国人や障がいのある方からの意見など、違う立場の方から意見を聞くことが支援の「もれ・むら」を防ぐことにつながる。また、届け先や保管場所と輸送手段をつなぐ役割を担う(アレンジする)ことがあることも理解しておかなければならない。

本ガイドラインでは、被災者支援コーディネーターが、物資支援に関して、行政(市町村、都道府県、国)による物資の支援の仕組みや、民間からの義捐物資の取り組みなどの必要な知識を中心に、まとめたものである。また、避難生活を支えるための急性期の物資支援から応急仮設住宅や生活再建のための物資支援までをカバーしている。

災害が起きた際に、被災者や被災地の状況に合わせて、どの仕組みを活用するのが効果的に物資を届けられるのか、官民の仕組みを理解したうえで、支援関係者間の共通認識が醸成されることを目指す。

[ポイント]

「災害対策基本法」では、避難所や避難所以外の場所に対して、生活関連物資の配布などの必要な措置について定めている。また、内閣府から出されている「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」においては、企業などとの協定も含めた物資確保体制の整備やボランティアと連携した被災者への救援物資の配布について以下のように記されている。

●災害対策基本法

(避難所における生活環境の整備等)

第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮)

第八十六条の七 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

●内閣府「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」

第1 平時における対応

1 避難所の組織体制と応援体制の整備

(2) 物資確保体制の整備

- ① 食料・飲料水、毛布等の生活必需品は避難生活に不可欠であることから、災害が発生した場合に直ちにこれを提供できるよう、備蓄の推進、他の自治体との災害援助協定の締結、事業者団体等との物資供給協定の締結等を図っておくこと。また、物資搬送体制の構築等も図っておくこと。さらに、救援用物資集積基地の設置についても検討しておくこと。
- ② ①による調達物資のほか、義捐物資が大量に搬入されてくることも考えられるので、調達物資との調整や、ボランティアとの連携、民間事業者の活用を含めた受け入れ体制、運搬・配付体制についても整備しておくこと。

第2 発災後における対応

6 応援体制の整備

(2) ボランティアとの連携

- ① 被災者への救援物資の配布、避難所の運営や炊き出し、要配慮者の安否確認やきめ細かな在宅生活支援等、災害時においてボランティアが果たす役割は極めて大きいことから、ボランティアと積極的に連携すること。

第2章 本ガイドラインがカバーする範囲

「物資」の支援とは、物資の支援ニーズを必要とする被災者に対し、適時適切に必要な物資が確実に届くまでの支援を指す。物資支援には、被災者への支援(直接的物資支援)と、支援者が活動するための施設等への支援(間接的支援:例えば避難所以外に拠点を設けて被災者をサポートするような場合。家屋保全のための資機材等の支援や子どもの居場所など)があり、本ガイドラインでは、特に被災者への直接的支援を中心に既存の支援の取り組みを整理することにより、支援者間での理解を深め、被災者ニーズの解決に向けた連携・調整が行われることを目指す。

なお、物資の支援は、行政(国、都道府県、市町村)や地域、NPOや企業などの民間団体など、ロジスティクスも含めると様々な主体が関係しており、それぞれの取り組みには特徴があることから、コーディネーターは全体的な物資支援の流れを意識し、被災者がいる場所に物資が届けられるようコーディネーションを行うこととなる。

本ガイドラインでは、物資に関する様々な活動に関して、コーディネーションの対象範囲(場所、時間軸、活動内容など)を以下に示す。

支援の主な対象

- ◆ 物資の支援を必要とする被災者・被災地

支援の主な対象場所

- ◆ 避難所、在宅避難を含めた指定外の避難先、応急仮設住宅(建設型、賃貸型(みなし仮設)、その他)
- ◆ 物資支援に要する施設等(福祉施設や集会施設など。避難所以外で被災者を支援する活動拠点なども含む)
- ◆ その他、物資のニーズがある場所

支援の時間軸

- ◆ 第1段階:安全確保
避難(災害から命を守る、難を逃れるための行動)の段階から、物資等の必要な支援が届き、避難生活で命の危険にさらされなくなるまで。
- ◆ 第2段階:次の生活への移行
避難生活から、応急仮設住宅への移行にあたり、安心安全な生活が確保されるための物資が届いている状態まで。

支援場所別による支援の時間軸

- ◆ 避難所(大小混在、指定外含む):開設から閉所まで(避難所から自宅や応急仮設住宅など次の生活に移るまで)。
- ◆ 車中泊、指定外避難所等:避難状態が解消されるまで。
- ◆ 在宅避難:在宅避難者の状況が把握され、必要な支援が提供されるまで。
- ◆ 応急仮設住宅等:応急仮設住宅や公営住宅等に入居し、新たな生活において、必要な支援が提供されるまで。

第3章 物資の支援に関する組織・団体

3-1 物資の支援に関する組織・団体

災害時における物資の支援には、行政や民間、地域の組織など、様々な分野・職種の方々に関わる。本ガイドラインでは、特に物資の支援分野のコーディネーションに関する組織・団体等を以下のとおり記載する。

なお、前述したように、物資支援には多くの団体に関わることから、支援の重複を避けるための調整先やコーディネーションのためにアレンジを実施する地域の関係団体の把握とともに過去の優良な事例を参考にすることも重要となる。

行政等公的機関

- ◆ 国：内閣府（物資の調達・輸送調整等の支援）、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、総務省消防庁（品目により担当省が決められている）、国土交通省（物流、物資集積拠点）
- ◆ 都道府県（災害対策本部、危機管理・防災担当課、NPO担当課、地域福祉担当課、産業担当課、ほか）
※物資については、関係する部署が複数になるケースもあるので、窓口を確認する必要がある。
- ◆ 市町村（災害対策本部、危機管理・防災担当課、NPO担当課、地域福祉担当課、産業担当課、ほか）
※関係する部署が多くなるため、災害対策本部に調整窓口を一元化する工夫が必要。
- ◆ 自治会、自主防災組織など
※上記のほかに、物資支援がメインではないが、保健医療福祉調整本部や避難所や在宅避難等の状況把握などを行う専門職の災害支援チームとの連携が必要なケースもある。

NPO等

- ◆ 災害時に大規模な物資の支援が実施できるNPO等
- ◆ 個別ニーズに合わせた物資提供ができるNPO等
- ◆ 生活協同組合（生協）、青年会議所（JC）等
※地域によって取組が異なるので災害時には確認が必要。

企業

- ◆ 行政からの依頼を基に物資を提供する企業（緊急時の物資提供に関する協定を締結している場合が多い）
- ◆ 自発的に所有する物資の提供を申し出る企業
- ◆ 物資の輸送等に関わる企業（緊急時の物資提供に関する協定を締結している場合が多い）

災害ボランティアセンター

- ◆ 住民への物資支援の実施や、物資支援の申し出への対応など
※災害ボランティアセンターによって対応が異なる場合があるので確認が必要

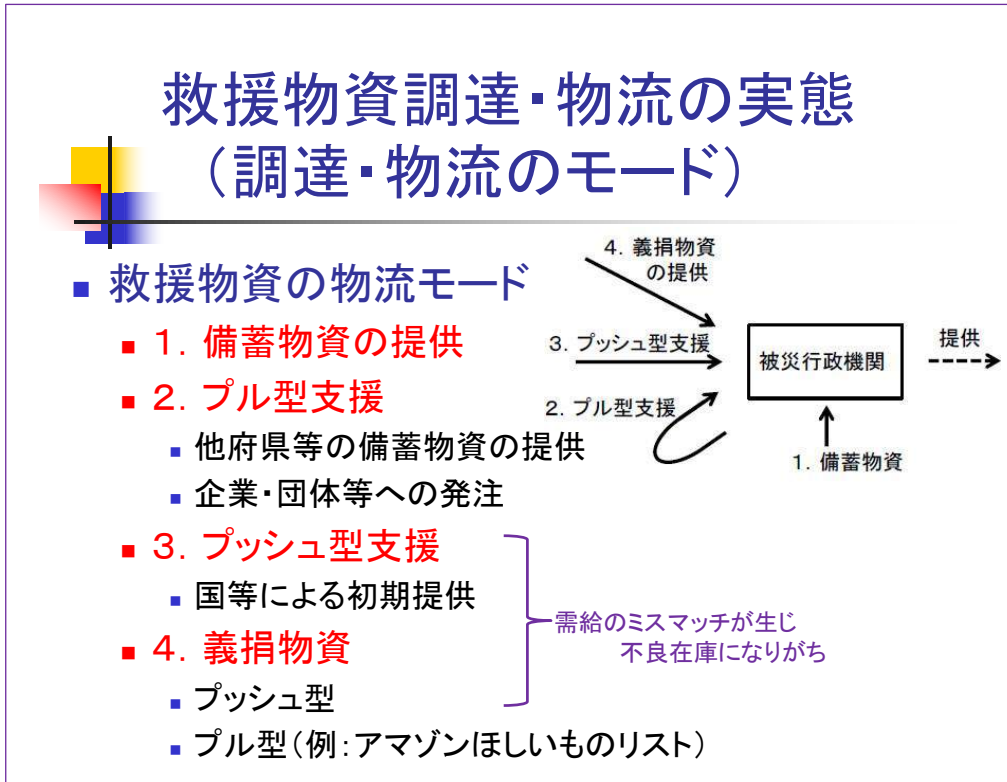
3-2 行政による物資の支援の取組・実例

災害時の支援には、大きく分けて行政による支援と民間による支援がある。それぞれの特徴を理解し、物資を確実に届けるという共通の目的を持ちながら連携・協働を図ることが何よりも重要となる。

この章では行政による支援(公助)の仕組みや全体像をつかむ。

<主に行政による救援物資の流れ>

※主に1→2→3(大規模災害時の場合)→4という流れにより支援が行われる。



(出典:防災科学技術研究所 宇田川真之氏提供)

<災害救助法による物資支援>

災害救助法においては、避難生活においての必要な物資の供与や被服寝具やその他の生活必需品の提供が可能になっている。制度の運用方法は、被災自治体によって異なるため、災害救助法でどのような物資を配布しているのか確認が必要になる。

1. 災害救助法とは (②制度の概要)

<法の目的>

- 災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、**応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。**

<実施体制>

- 法に基づく救助は、都道府県知事が、**現に救助を必要とする者**に行う。(法定受託事務)
- 必要に応じて、**救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できる。**
- 広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。(応援に要した費用については、被災県に全額求償可能)

<救助の種類>

■ **災害が発生した段階の救助 (法第4条第1項)**

<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所及び応急仮設住宅の供与 ○ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ○ 被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与 ○ 医療及び助産 ○ 被災者の救出 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災した住宅の応急修理 ○ 学用品の給与 ○ 埋葬、死体の捜索及び処理 ○ 障害物の除去 (災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)
---	--

■ **災害が発生するおそれ段階の救助 (法第4条第2項)**

- 避難所の供与 ※要配慮者等の避難のための輸送・賃金職員等雇上げを含む

<適用要件・基準>

■ **災害が発生した段階の適用 (法第2条第1項)**

- 災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失 (全壊)がある場合 (令第1条第1項第1号～第3号)
- 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等 (令第1条第1項第4号)

■ **災害が発生するおそれ段階の適用 (法第2条第2項)**

- 災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、当該区域内で被害を受けるおそれがある場合

4

3. 災害救助法の運用 (②災害が発生した段階の各救助項目概要)

(1) - 1 避難所の供与

	一般基準	備考
対象者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	
費用の限度額	1人 1日当たり 3,300円以内	
救助期間	災害発生の日から7日以内	
対象経費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項

- あらかじめ指定した避難所でもなく、被災者が避難して実質的に避難所としての機能を果たした場合は対象。
- 原則として、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等を避難所に指定すること。
- 要配慮者向けに福祉避難所(次頁参照)を設置することも可能であること。
- 避難の長期化が見込まれる場合や要配慮者を対象に旅館やホテルを借り上げて、避難所とすることも可能。(ホテル・旅館等の1泊当たりの単価は、7,000円/名(食費・税込み)を目安とすること。)
- 設置期間の長期化が予測されるときは、その期間、既存の設備の状況及びその利用状況等を勘案し、衛生管理対策を含めた生活環境の改善策等を速やかに講じること。
- 応急仮設住宅等、被災者の住まいの確保の進捗状況に応じ、避難所の計画的な解消についても、検討すること。
- 在宅で避難生活を送っている被災者に対しても、避難所で配布している物資・情報等については、避難所に取りに来られた場合は配布すること。

※ 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成25年8月策定、平成28年4月改定)、「避難所運営ガイドライン」(平成28年4月策定)、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(平成28年4月策定)
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html>

16

(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

	一般基準	備考
対象者	住家が全半壊、全半焼、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むのが困難な者	
費用の限度額	別記のとおり（次頁参照）	住家の被害の程度、被災時期（夏・冬）、世帯人数によって基準額が異なる
救助期間	災害発生の日から10日以内	
対象経費	①被服、寝具及び身の回り品 ②日用品 ③炊事用具及び食器 ④光熱材料 ⑤防寒・熱中症対策	①洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル等 ②石けん、歯みがき、トイレットペーパー等 ③炊飯器、鍋、包丁、ガスコンロ、茶碗、皿等 ④マッチ等 ⑤電気ストーブ、扇風機等（エアコンは対象外）

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項

- 法による被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、現物をもって行うものであるから、現金給付は無論のこと、商品券等の金券によることも認められない。なお、義援金品の配分等を法外で行う場合はこの限りでない。
- 被服等の給貸与はすべて、世帯単位で行われることから、費用の限度額についても各世帯ごとで見っていくこととなり、必要な場合は各世帯ごとに費用の限度額に関する特別基準を設定することとなる。
- この救助は、見舞制度ではないので、各世帯の被災状況を確認することなく、一律に生活必需品を同数配布する等の運用は厳に慎むこと。

<別記> 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に係る救助費用の限度額

(1) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別 (※)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
夏季	18,700円	24,000円	35,600円	42,500円	53,900円	7,800円
冬季	31,000円	40,100円	55,800円	65,300円	82,200円	11,300円

(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

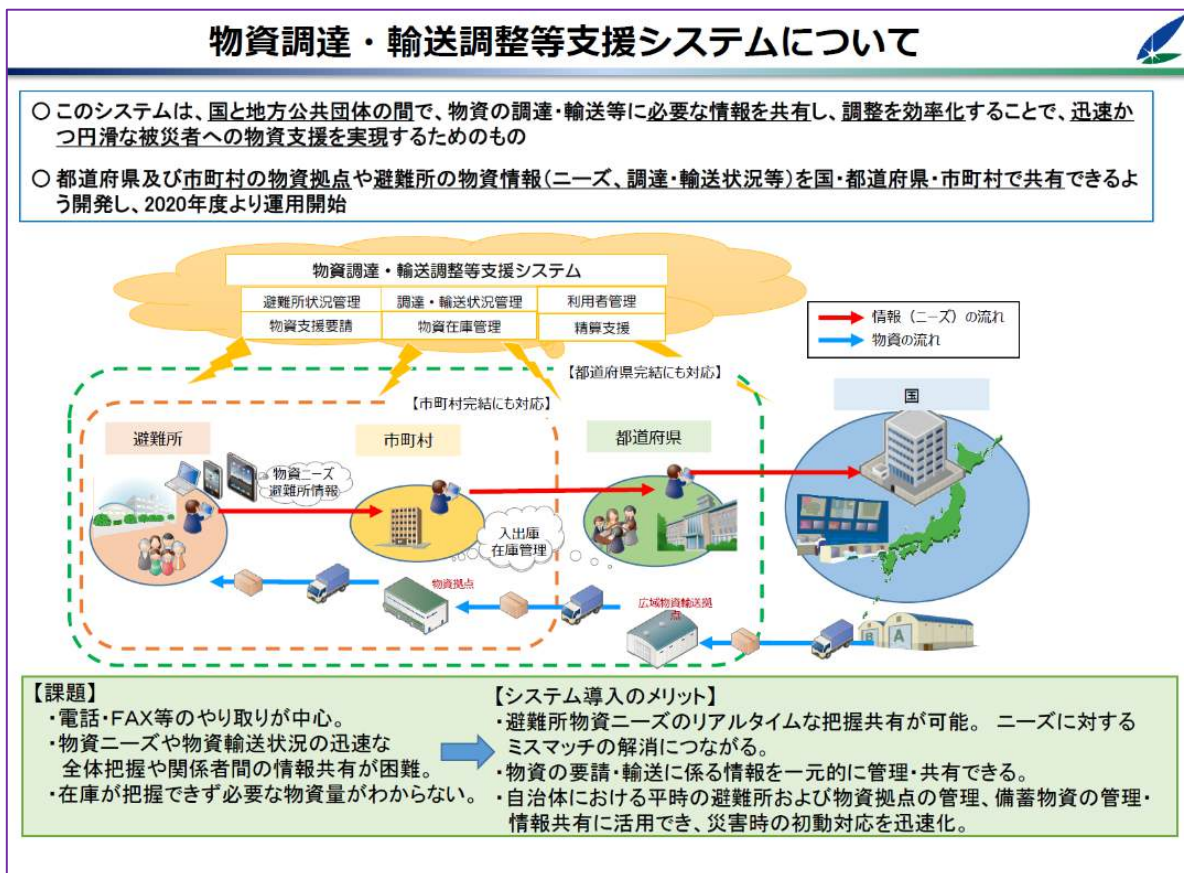
季別 (※)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
夏季	6,100円	8,300円	12,300円	15,000円	18,900円	2,600円
冬季	9,900円	12,900円	18,300円	21,800円	27,400円	3,600円

※ ここでいう夏季とは、4月1日から9月30日までの間をいい、冬季とは、10月1日から翌年3月31日までの間をいう。
この季別は災害発生の日をもって決定することとなる。

出典:内閣府「災害救助法の概要」※上記4点共に)

<行政の『物資調達・輸送等支援システム』>

国と地方自治体の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するため開発され、2020年度より運用を開始している。



(出典：内閣府「国の物資支援について」)

行政が行う物資支援については、直接被災者支援コーディネーターが携わることはないが、行政がどのような仕組みで物資支援を行うかを理解しておくことは、確実に被災者に物資を届けるための民間の支援者との連携・調整に繋がる。

なお、この支援システムは、内閣府が所管し、国、都道府県、市町村がオンラインによって物資を調達するシステムである。支援システムには、段ボールベッドや紙おむつなど、支援側となる国が既に登録されている物資から選択し調達するプッシュ型と、都道府県や市町村といった受援側が、被災地のニーズに合わせて調達するプル型がある。

プル型の場合は、各都道府県より届いた物資要請の必要性を、内閣府で判断し、関係する各省庁に振り分けられる。各省庁において、調達する物資に関連する「法人格を持つ団体等(一般社団法人等)」に、要請・調整を経て調達される。

この支援システムを活用した依頼は、専用システムの閲覧と入力が必要となる。避難所からの依頼は、システムを介して市町村、都道府県を経て、内閣府に送信され、関係省庁に振り分けられる。

品目に関しては、行政がその必要性を判断することとなるため、避難所の管理者や都道府県や市町村の物資調達担当者との連携を図りながら、各品目の必要性を伝える必要がある。

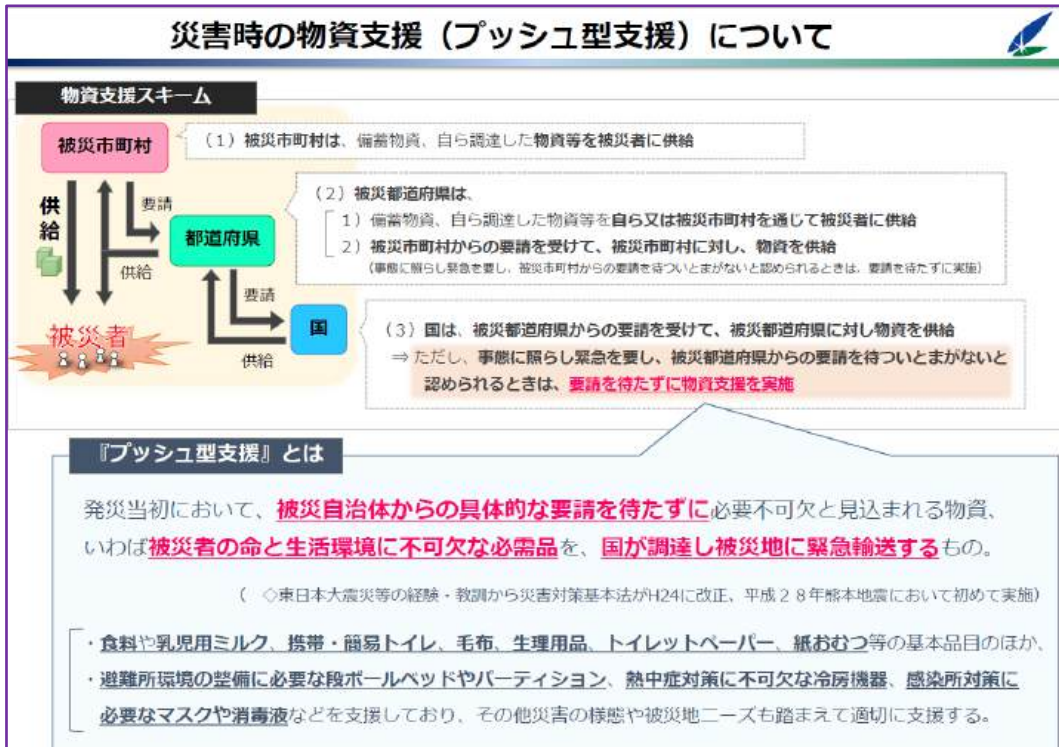
このように、支援システムを利用した物資調達では、システムを通じて依頼され、物流システムにより避難所に届くため、民間の支援者も含め、システム入力者以外に届く物資の情報が共有されない場合がある。知らない物資が突然届くことや、届いた物資を別の者が使ってしまうこともあるため、支援者間において情報を共有しておくことが重要となる。

<大規模災害時における『プッシュ型支援』>

大規模災害発災時において、国が被災都道府県からの具体的な要請を待たないで、避難所や避難者への支援を中心に、被災者の命と生活環境に不可欠な物資(基本8品目等)のほか、避難所環境の整備に必要な物資、熱中症対策に不可欠な冷房機器、感染症対策に必要なマスクや消毒液等を調達し、被災地に緊急輸送する支援のこと。

<基本8品目の例>

食料、大人用のおむつ、毛布、携帯トイレ・簡易トイレ、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、トイレットペーパー、乳児・小児用おむつ、生理用品



(出典：内閣府「国の物資支援について」)

プッシュ型物資支援の標準対象品目

プッシュ型支援の対象物資は、被災者の命と生活環境に不可欠な必需品であり、以下の品目を標準品目とする。

<標準品目>

<p>○食料</p> <p>○育児、介護食品 ・乳児用粉ミルク、乳児用液体ミルク ・ベビーフード・介護食品</p> <p>○水・飲料</p> <p>○衣類関係 (男性用、女性用、子供用) ・防寒着 ・衣類(トレーナー、Tシャツ、ズボン) ・下着類・くつ下・ストッキング ・履物(スリッパ、サンダル、靴)</p> <p>○台所・食器関係 ・紙食器・プラスチック食器・割箸 ・スプーン・フォーク ・カセットコンロ・カセットボンベ</p> <p>○電化製品関係(避難所で共同使用するものに限る) ・乾電池・延長コード・懐中電灯 ・ランタン・携帯用充電器(電池式) ・洗濯機・乾燥機・掃除機 ・冷蔵庫・冷暖房器具 ・加湿器・空気清浄機</p>	<p>○生活用品関係 ・シャンプー・リンス・洗面器 ・石けん・ボディソープ ・歯磨き粉・歯ブラシ・かみそり ・ハンドソープ</p> <p>○トイレ関係 ・携帯トイレ・簡易トイレ ・仮設トイレ ・防臭剤・除菌剤・消臭剤</p> <p>○掃除洗濯用品 ・ゴミ袋・バケツ ・掃除用洗剤・衣料用洗剤</p> <p>○防寒具・雨具・熱中症対策用品 ・カイロ・レインコート ・傘・瞬間冷却材・冷却シート</p> <p>○寝具・タオル関係 ・タオル・布団・シーツ ・マットレス・毛布 ・枕 ・タオルケット ・段ボールベッド(段ボール間仕切り含む) ・パーティション(布製、テント式)</p>	<p>○その他生活雑貨 ・爪切り・マスク ・手指消毒剤・うがい薬</p> <p>○ペーパー類・生理用品 ・生理用品 ・ウエットティッシュ ・ウエットタオル ・ペーパータオル ・ティッシュペーパー ・トイレットペーパー ・ボディシート</p> <p>○育児、介護用品関係 ・紙おむつ(大人用/子供用) ・おしりふき ・ほ乳瓶消毒ケース ・ほ乳瓶消毒液 ・ほ乳瓶(使い捨てほ乳瓶を含む)</p> <p>○応急用品・復旧資機材関係 ・給水ポリ袋・給水ポリタンク ・土のう袋・ブルーシート・ロープ ・ゴム手袋・長靴 ・防塵マスク ・防塵ゴーグル</p>
--	---	--

(赤太字)基本8品目:食料/乳児用粉ミルク・乳児用液体ミルク/携帯トイレ・簡易トイレ/毛布/生理用品/トイレットペーパー/大人用紙おむつ/子供用紙おむつ

(出典：(出典：内閣府「被災者支援のあり方検討会」)

[ポイント] 行政の物資支援について、コーディネーターが押さえておくべきポイントを以下に記す。

平時の取組

◆ 地域の物資支援の流れや備蓄状況の把握

都道府県や市町村では、災害時において物資の円滑な支援を行うため、地域防災計画や受援計画などにおいて具体化を図っていることから、あらかじめどのような仕組み・流れになるのかを把握しておくことが望ましい。

なお、地域の備蓄状況の確認もコーディネーションを行う上で重要となることから、平時から行政との良好な関係をつくることで、備蓄状況について情報共有を図っておくことが望ましい。

発災後の取組

◆ 都道府県災害対策本部との情報共有による物資支援の把握

災害発生時には、①備蓄物資による支援、②都道府県・市町村の調達による支援、③国からのプッシュ型支援、④民間からの義捐物資の支援といった主な流れにより物資の支援が行われる。

特に①～③については、都道府県災害対策本部で状況を把握しているため、コーディネーションを行う上で都道府県災害対策本部との情報共有を図ることが望ましい。

また、④については、コーディネーションを行う上で必要な知識として把握しておくことが望ましい。

◆ 避難所への物資支援と在宅避難者等指定避難所以外に避難している方への物資支援の把握

災害関連死を防ぐためには、食料だけでなく、良好な生活環境の確保（避難所では、段ボールベッドや良好なトイレ環境、在宅避難では、温かい食事の確保や暑さ・寒さ対策、衛生環境の確保など）に必要な生活必需品の支援も重要となる。時間の経過とともに変化するニーズに沿うよう物資支援の内容を把握する必要がある。

◆ 社会福祉施設等の要配慮者利用施設への物資支援

特に社会福祉施設等の要配慮者利用施設において、命に係わる物資の不足は災害関連死にもつながりかねないため、物資が確実に届いているかといった視点を持つことが重要となる。

◆ 都道府県、市町村の単独事業による物資支援

時として都道府県・市町村の単独事業により物資支援が行われる場合がある。この場合、支援対象を限定することもあるため、行政から正確な情報を共有できるようにしておくことが重要となる。

また、行政が民間からの支援の申し出を受け入れて、行政の物資支援として活用するケースもある。

<寄付金を活用した事例>

令和元年東日本台風災害が起きた際、「災害対応に役立てて欲しい」と多くの寄付金が寄せられた。長野この寄付金「ふるさと信州寄付金」を活用して、家電製品の支援を行った。

対象となる 927 世帯のうち、562 世帯から申請があり、約 4,500 万円の支援が行われた。

- ・ 対象となる世帯：住家が半壊以上・床上浸水の判定を受けた住民税非課税世帯・生活保護世帯。
- ・ 支援品名：石油ファンヒーター、冷蔵庫、洗濯機、テレビ

3-3 民間による物資の支援の取組・実例

行政による支援は、多量の物資を調達・輸送することが可能な一方、被災者個々のニーズに合わせた支援は難しい。しかし自宅の被災規模により、家屋や家財道具等を失った方、また平時から社会的に脆弱で支援が必要な方、多様性の配慮が必要な方への支援が行われるためには、民間からのきめ細かな支援が極めて重要となる。

また、要配慮者利用施設への物資支援を行う団体や大手企業が資金を拠出するなど、多様な支援を行っていることから、どのような場所で、どのような支援が行われるかを把握し、より多くの被災者にこうした支援を届ける必要がある。

そのため、民間の支援の取組・実例について、以下のとおり、全般的な支援、避難所への支援、仮設住宅への支援といった場所ごとに整理しながら紹介する。

① 全般的な支援

日本赤十字社による物資支援

<p>主な支援内容</p>	<p>日本赤十字社では、被災者に配分するため全国に毛布、緊急セット(タオル、ウェットティッシュ、懐中電灯等)、安眠セット(キャンピングマット、枕等)を備蓄しており、発災後は自治体などを通じて、被災者に提供している。</p> <p>[赤十字社 救援物資配布のサイト] https://www.jrc.or.jp/saigai/about/busshi/</p>
---------------	---

NPO 等による大規模な物資支援

<p>主な支援内容</p>	<p>平成30年7月豪雨災害では、被害の大きい広島、愛媛、岡山を中心に、ジャパン・プラットフォーム(JPF)に加盟する12団体が、物資支援を展開。JPF からの助成金等を基に、避難所などへの支援物資の提供、福祉施設などへの備品の供与、仮設住宅入居者への家電の提供などを実施した。また、過去の災害では、漁業や商店街の再開に際しての物資支援も行われた。</p>
---------------	--

民間企業と市民団体(CSO)の連携による支援(緊急災害対応アライアンス「SEMA」)

<p>主な支援内容</p>	<p>日本国内において大規模自然災害が発生した際に、民間企業とNPOが連携し、ワンストップで企業等が持つ物資およびサービス等の支援を提供している。事務局はヤフー株式会社を務めている。</p>  <p>(出典:ヤフー株式会社)</p>
---------------	--

②福祉用具等の支援

災害時の福祉用具等の調達支援（JRAT:日本リハビリテーション支援協会）

主な支援内容

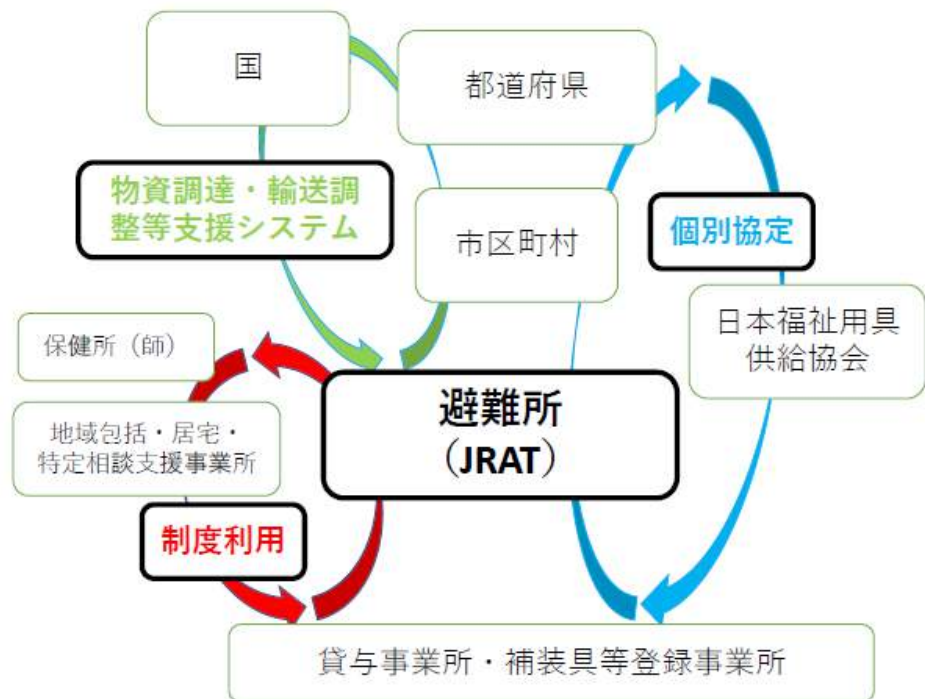
一般社団法人日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）は、平時から加盟団体が相互に連携し、各地域において地域住民とともに災害に立ち向かう仕組みづくりに寄与すると同時に、発災時には災害リハビリテーション支援チームを発足させ、被災者・要配慮者の生活不活発発病や災害関連死等の予防に関する適切な対応を可能とすることで被災者が早期に災害を乗り越え、自立生活を再建、復興できることを目指し、活動することを目的としている。

このため、JRAT 隊員は、医療従事者として避難所や被災者の的確な状況を把握し、被災地で活動するさまざまな団体・チーム・多職種の支援者と連携しながら、迅速且つ適切な福祉用具等の調達や活用されるための支援活動を行っている。

この福祉用具等の調達は、介護保険制度などの“制度を利用”した調達、都道府県や市区町村が独自に締結している福祉用具等の調達に関する“個別協定を利用”した調達、内閣府が運用する“物資調達・輸送調整等支援システムを利用”した調達の流れを『“災害時福祉用具等”調達支援マニュアル』にまとめている。

また、令和5年度には、義肢装具の調達を加えた改訂版の提示を予定している。

災害時福祉用具等調達の流れ（全体イメージ）



出典：日本リハビリテーション支援協会

③ 応急仮設住宅・在宅

民間企業と県との連携による家財購入支援（イオンリテール㈱と長野県 令和元年東日本台風災害）

主な支援内容

イオンリテール株式会社と長野県の包括連携協定に基づき、被災者に対して安価で家財が購入できるよう支援が実施された。114件(約510万円)の利用があった。

目的	対象世帯	支援内容
家財を失われた被災者の生活再建の支援	住家が半壊以上・床上浸水の判定を受けた世帯	イオンリテール㈱が被災者限定価格カタログを作成(約90品目) ・家電製品、・生活用品

注文から発送までの流れ(イメージ図)

出典:長野県

④ 応急仮設住宅や在宅への物資支援

主な支援内容

熊本地震では、生活再建に向けて、応急仮設住宅などへの入居後に、見守り・相談を行う「地域支え合いセンター」と連携し、被災した住民と接する中で、家電ニーズが確認された場合に、災害中間支援組織が確保した資金から購入する仕組みが作られた。夏場、冬場の対策、公営住宅の入居に合わせた支援など、時間の経過とともに変化するニーズに合わせた対応も行われた。

また、令和4年台風15号では、家屋への被害に加えて、家電や給湯器なども被害を受けて、暖房器具が無いまま冬を迎える懸念が高まっていた。静岡県災害ボランティア本部・情報センターでは、民間からの寄付金などを活用し、県内の家電事業者を通じて、電気ストーブ1,000台を調達し、配布に繋げた。配布にあたっては、市の行政から被災世帯へ通知文の発送をしてもらうなどの協力も得られた。

⑤個別ニーズへの対応、スマートサプライを活用した物資支援

主な支援内容	<p>情報共有会議などで共有された個別の物資ニーズに対して、提供できる団体が物資支援を行った事例も多数見られる。2018年の平成30年7月豪雨では、団体同士のつながりで、特定の物資を必要としている避難所などにNPO等が連携して届けるなどの対応がとられていた。</p> <p>また、過去の災害では、企業などから行政に提供された義捐物資を、ニーズにあわせてNPO等が活用するなどの事例も見られた。</p>
主な支援内容	<p>災害時に必要のない物資や必要以上の量が届くなどの需給調整が困難な中で、スマートサプライは Amazon の欲しいものリストを活用し、被災者だけでなく被災者支援側が必要な商品とその個数を提示し、それをインターネット決済で購入いただくことで支援が届く仕組みが、(一社)Smart Supply Vision により無償提供されている。</p> <p>「災害支援ネットワークおかやま」では、同サイトより2018年中に約1,600点の支援を得た。令和4年台風15号では、静岡県災害ボランティア本部・情報センターが県内の支援団体なども含めた取りまとめを行った。</p> <p>[スマートサプライのサイト] https://smart-supply.org/</p>

⑥福祉施設、集会施設への物資支援

主な支援内容	<p>被災した福祉施設や集会施設の再開のために、NPO等が必要な備品などの支援を行うことがある。障がい者、高齢者、子ども関連施設などへの支援や、集会場や公民館への支援などの事例がある。</p> <p>例えば、応急仮設住宅などに付属して建設される集会場や、被災した地域の方々が集まる施設の設備などの支援は、行政だけでは十分な対応ができない場合がある。市町村と調整のうえ、集会施設に対して、住民が集まることができるための家電、備品などを民間で提供すると有効である。ただし、資金を提供する組織や現物を提供する組織など様々な支援があるため、被災地域の集会施設にいきわたるような調整が必要になる。</p> <p>2022年の水害においても、子ども支援を行っているNPOが大きな被害を受けた子ども関連施設に対して、事業再開に向けて、おもちゃなどの物資支援を行った。</p>
--------	--

第4章 コーディネーションの実践ノウハウ

4-1 物資の支援で目指す理想の状況

コーディネーションが行われることで、物資支援を行う支援者同士が、それぞれの組織でどのような支援を行っているかが共有され、必要なところに物資が届けられることを目指す。

本章では、「避難所」「在宅避難」「応急仮設住宅」「施設」ごとに、物資の支援が目指す状況について示す。

■ 避難所

発災直後から、避難者へ必要な物資(品目、数量)が速やかに確保されている

避難所内外で、以下の物資支援が調整されて、効率的に届けられている

- ◆ 市町村などからの備蓄物資の支援
- ◆ 国・都道府県・市町村が手配する物資の支援
- ◆ 日本赤十字社による救援物資の支援
- ◆ NPOや企業等からの物資の支援

可能な限り個別ニーズへの対応ができています

- ◆ 行政の備蓄やプッシュ型支援で提供される最低限の品目だけでなく、可能な限り個別ニーズへの対応(被災者それぞれの状況、環境に対応できている。また、女性、子ども、高齢者など脆弱な立場にある方々への配慮がされた支援物資が提供されている)ができています。
- ◆ 避難所での生活に配慮が必要な避難者が把握され、専門職チームや NPO 等を含めた物資の支援が行われている。被災者の心身機能の維持・向上を図るうえで必要となる福祉用具等の支援が行われている。
- ◆ クオリティが確保され、人の尊厳に配慮した物資の支援が行われている。

指定避難所以外にも物資が届けられている

- ◆ 自主避難所など指定避難所以外にも必要な物資の支援が行われている。
- ◆ 避難所で、避難所以外に避難している人への必要な物資も配布している。

■ 在宅避難・車中泊避難

在宅避難者・車中泊避難者の物資ニーズが把握され、必要な世帯に生活必需品などが提供されている

- ◆ 在宅避難・車中泊避難者の状況確認の調査項目に、必要な物資に関する項目が含まれて、調査されている。
- ◆ 行政やNPO等により、在宅や車中泊の避難者にも指定避難所と同様に物資が提供されている。

避難所などの拠点で物資を受け取れる状況になっている

- ◆ 避難所で行われている物資の提供などが周辺の在宅や車中泊避難者も受け取れる状況になっている。

■ 応急仮設住宅

普段の暮らしが遅れる状況になっている

- ◆ すべての世帯が入居時に生活に必要な生活必需品などが整っている。
生活困窮者など家電や食器・調理器具が調達できない世帯も存在する。入居前もしくは、入居後間もない時点で状況の確認が行われ、家電などの提供が逐次できる状態になっている。

見守り活動と連携した対応が行われている

- ◆ 地域支え合いセンターなどで、行われている見守り・相談支援、サロン活動などでキャッチされた物資ニーズに対して、NPO等とも連携した適切な対応が行われている。

■ 施設

事業が再開できる状況になっている

- ◆ 住民の生活に欠かせない福祉施設や集会施設が、できるだけ早く再開できるように必要な物資の支援が行われている。

[ポイント]

物資の支援は、行政による公費や様々な支援を得て行われることから、時として「贅沢ではないか」というような趣旨の批判を行政が受けることもある。しかし、物資の支援については「人がどれだけ人間らしい尊厳のある生活や自分らしい生活を送ることができているか」につながるものであり、ニーズに合った支援は、被災者の生活再建を図る上でも重要となる。

避難所、在宅避難、応急仮設住宅などにおいて、どのような状況を目指すのか、官民でイメージの共有ができていることが重要。例えば、避難所の良好な生活環境の確保のためにどのような状況を目指すかが官民で同じ認識であれば、それに向けて制度をどう活用するか、制度で対応できないところを民間で補えるか、被災された方の心と体の健康維持という共通目的をもって建設的な検討が行われることにつながる。

◆ 指定避難所の例

発災直後の初動期においては、平時から備蓄等を備えてきたとしても、適時適切な物資支援が実現するとは限らない。例えば、避難所の寝床を例に挙げると、初動期は備蓄の毛布を提供する、応急期(発災から3日目まで)は、エアマットや段ボールなどを床に敷く、復旧期(4日目以降)は、簡易ベッドと寝具を確保する(例に関わらずできるだけ速やかに)といった、物資支援による生活環境の改善を目指さなければ、被災者の健康を維持することは叶わない。段階的かつ確実に必要な物資の支援を行い「生活環境の質の向上」を目指すことは、必要不可欠といえる。

時 期	避難所の状況想定
災害発生前	・避難所(都道府県、市町村、地域)の備蓄
災害発生直後 (～3日程度)	○被災者は、生命維持に要する物資を手に入れられる。 ・避難者が避難所に殺到し、精神的にも不安定な状況 ・市町村は、指定避難所以外への避難状況も含め、避難所全体の把握が困難な段階 ・避難所によっては、市町村避難所担当職員や施設管理者が到着する以前に、避難者が鍵を壊して施設内に入ることも予想される。 ・翌日以降も余震による二次災害のおそれ、大規模火災、危険物漏洩等により避難者が移動・拡大し、混乱することも考えられる。 ・市町村から食料・物資を十分にまた安定的に供給することは困難な状況が予想される。その場合、全員に食料等を等しく提供することが困難となり、トラブルも発生しやすい。 ・各種の情報が不足し、被災者の不安が拡大しやすい。 ・傷病者、高齢者の方々といった災害時に手助けが必要な要援護者の状況把握が困難である。
3日 ～1週間程度	○被災者の人数・ニーズに適合した物資を手に入れられる ○被災者は、栄養面に配慮された食事をとれる ・食料等はおおむね供給されるようになるが、避難者数が流動的な段階 ・避難者が落ち着きを見せ始める一方で健康状態や衛生環境の悪化が予想される。 ・ライフラインの回復が遅れる場合、食料や生活用水の確保、入浴の機会といったニーズが、避難者のみならず、地域の在宅被災者も含めて、より拡大することが予想される。 ・ボランティアや物資等については、避難所間で格差が生じる場合がある。

1週間 ～2週間程度	<p>○住民は細かいニーズに対応した物資を手に入れられる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地外からの支援活動が本格化し、マンパワーを要する対策が期待できる段階となる。 ・避難者の退出が増え、被災者だけでは避難所の自主運営体制を維持することが困難となる。 ・避難生活の長期化に伴い、衛生環境が悪化してくる。
2週間 ～3ヶ月程度	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の状況はおおむね落ち着いた状態となる。 ・ライフラインの復旧に伴い避難所に残るのは住まいを失って行き場のない被災者に絞られる。 ・補修や応急仮設住宅の供与等による住まいの確保が最重要課題となる。 ・避難生活が長期化することに伴い、高齢者等の身体機能の低下や心の問題が懸念されるため、保健・医療・福祉サービスの一層の充実が求められる。 ・季節の変化に伴い、それまでとは異なった対策が求められる。※ ・応急仮設住宅の提供や相談により、避難所の解消に向けて自治体が本格的に動かなければならない段階となる。

※季節を考慮した対策:冷暖房設備の整備、生鮮食料品等の確保に向けた設備の整備、簡易入浴施設の確保等

4-2 物資の支援のコーディネーションの基本フロー

物資支援については、避難所、在宅避難、応急仮設住宅、施設などで生活する被災者の物資支援のニーズの情報を、情報共有会議等を通じて把握し、対応できるところ(行政、NPO、企業など)につなげていく。そのためには、予め行政や企業、NPO等がどのような物資支援が可能なのか、情報を得ておくとともに連携体制を構築しておくことが前提となる。

■ 全体像の把握と共有

行政、社協、NPO 等の支援者からの聞き取りや情報共有会議を通じての情報収集と集めた情報の共有を図る。

① ニーズの把握(避難所、在宅避難、応急仮設住宅など)

- ◆ 被害状況、避難状況の情報収集→行政、社協、NPO等
- ◆ 行政の物資支援に関する状況の確認(量/頻度、内容、環境など)
避難所の担当、物資の担当が分かれていることもあるため、それぞれから確認を行う
- ◆ 社協の物資支援に関する状況の確認(量/頻度、内容、環境など)
災害ボランティアセンターの活動で得られた物資支援のニーズ
地域支え合いセンターの活動で得られた物資支援のニーズ
- ◆ NPO等の活動から、物資に関するニーズ情報を収集
避難所、在宅避難、仮設住宅などで支援を行っている団体からニーズを把握
- ◆ 都道府県の災害対策本部、保健医療福祉調整本部からの情報収集
市町村、保健医療福祉の専門職などから要請がある物資の情報
- ◆ 避難所や在宅避難者へのアセスメントの実施(行政や社協、NPO等により、避難者の状況確認のための調査などが行われることがある)

[ポイント]

物資支援のコーディネーターは、最適な課題解決の方法を導き出すため、上記のニーズの把握を行う際に、以下を常に確認しながら、取り組みを行う。

- ◆ 地域住民や避難者同士のつながりの強さ(地域の助け合いの状況)はどうか。
- ◆ 地域特性(都市部、中山間地域、高齢化など)はどうか。
- ◆ 市町村が適時適切な災害対応(特に被災された方への支援)を実施できる状況にあるか。
(多くの職員が被災するなどの何らかの理由により、市町村が機能不全の状況となっている場合には、都道府県と連携を図ることができるか。)
- ◆ 被災地域及び周辺地域の支援リソース(物資の支援に関するNPOや企業、地縁組織など)があるか。
- ◆ 支援を行うことでの短期的・中長期的な地域への影響はないか。
(地域の分断を生まないか、自立につながるか、産業復興を妨げないかなど。)
- ◆ 要支援者に必要な食料や物資が確実に届けられているか

② 支援状況の確認

- ◆ 行政の物資等の提供状況(内容、範囲、対象者、期間など)
- ◆ 行政や社協による義捐物資の受け入れ方針(民間の物資を行政が受け入れているか、品目、期間、場所など)
- ◆ 地元団体、NPO、企業などの物資に関する支援の状況
- ◆ 支援申し出状況を把握し、活用するため、受付窓口の設置
- ◆ 行政の個人から勝手に送られてくる物資への対応状況

勝手に被災地に送られてくる個人からの物資は、被災地に過大な負担をかけることにも繋がり「被災地を襲う第二の災害」とも言われている。多額の費用をかけて焼却処分が行われた事例もあるため、慎重を期す必要がある。

■ 課題解決に向けた調整

③支援課題の確認

- ◆ 上記①②の情報を基に、ニーズ・課題の確認を行う。
品目、避難先、保管・輸送手段、タイミング、対象範囲などの共通認識の醸成などを考慮し、なぜ必要とされる物資が届いていないのか、原因を確認する。
- ◆ 避難所、在宅避難、応急仮設住宅、施設などの場所ごとに課題を整理し、今後起きそうな課題について、情報共有会議などでの検討を進める。

④課題解決にむけて

- ◆ ニーズやその原因となっている事象に対して、どのような手段を講じるか、行政、社協、NPO等のリソースをもちより、解決策を検討。リソースを持っているところとのマッチングを行う。
- ◆ マッチング先が無いなどの理由から課題解決が難しい場合は、物資の支援に関する課題ごとに必要な支援関係者との協議の場を設ける。
- ◆ 制度の弾力的運用などの検討や、NPOや企業等へ課題解決のための協力依頼、支援への参加を呼びかける
- ◆ 行政に届いている申し出を、現地のニーズに合わせて、NPO等が利活用できるよう調整を図る。

⑤NPOや企業等へのアドバイス

物資支援には、ニーズと支援のマッチングに加えて、保管場所、輸送手段、配布方法などにおける調整が必要になってくる。過去の災害においても、災害中間支援組織が、保管場所などを確保したことで、NPOや企業等の物資が、必要に応じて届けることができことから、場所や輸送手段を確保する際においても、企業などに協力依頼を呼び掛けることも効果的な支援につながる。

コーディネーターは、物資の提供から住民に届けられるまでのプロセスを把握し、支援に関する様々な情報提供、物資の保管場所、輸送手段、配布方法、配布時の住民への周知、行政・社協・NPO等へのつなぎ等々のサポートが求められることも多い。

また、災害ボランティアセンターやNPO等が物資調達をする際に、スマートサプライを活用する場合は、サイトの立上げや運営等の役割を求められることもある

[参考] 災害支援ネットワークおかやま

平成30年7月豪雨での物資支援においては、行政の手が届ききらない指定外避難所や物資供給拠点、民間組織による親子支援や必要な支援サービスの維持に係るプロジェクトとしてスマートサプライを活用した。

[災害支援ネットワークおかやまのスマートサプライの web サイト]

<https://smart-supply.org/projects/orn201807?lang=ja>



[ポイント]

- ◆ 大規模な災害では、避難所生活が長期間継続することがある。
- ◆ 在宅避難の状況把握や相談など、必要な支援を届ける体制ができるまでに相当の期間を要する場合がある。
- ◆ 物資支援は単発的な支援と、中長期的に継続する支援の場合とがある。
- ◆ 企業等から多量の物資が届く場合には、ニーズの把握から配布といった対応に追われることがある。なお、すぐに物資を配布することができない場合には、民間施設を利用した保管場所の確保や在庫管理への対応も必要となる。

[課題解決・調整の事例] 応急仮設住宅への物資支援の調整事例

＜平成29年7月九州北部豪雨九州北部豪雨＞

九州北部豪雨(2017年)では、被災市町村ごとに行政や災害中間支援組織、NPOなどが協議を重ね、応急仮設住宅やみなし仮設住宅、公営住宅などの生活に必要な家電などの物資を調整し、行政、NPOで分担して提供した。

九州北部豪雨 応急仮設住宅、みなし仮設住宅への物資支援の調整表		全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)作成 2017年9月30日作成											
	場所	冷蔵庫	洗濯機	炊飯器	電子レンジ	掃除機	テレビ	暖房器具	扇風機	こたつ	ホットカーペット	生活用品	寝具等
日田市	みなし仮設住宅	市で対応	市で対応	市で対応								市で対応済	市で対応済
	準みなし仮設住宅	市で対応	市で対応	市で対応								市で対応済	市で対応済
	市営住宅	市で対応	市で対応	市で対応								市で対応済	市で対応済
東峰村	仮設住宅	NPOで対応	NPOで対応	NPOで対応	NPOで対応	NPOで対応	村で対応		村で対応	村で対応		NPO等で対応	県で対応
	みなし仮設住宅	NPOで対応	NPOで対応	NPOで対応	NPOで対応	NPOで対応						NPO等で対応	県で対応
	村営住宅	NPOで対応	NPOで対応	NPOで対応	NPOで対応	NPOで対応						NPO等で対応	
	在宅	NPOで検討中	NPOで検討中	NPOで検討中	NPOで検討中	NPOで検討中	NPOで検討中	NPOで検討中		NPOで検討中	NPOで検討中		
朝倉市	仮設住宅	市で対応	市で対応	市で対応	市で対応	市で対応	市で対応		市で対応			市で対応	県で対応
	みなし仮設住宅	NPOで対応	NPOで対応	NPOで対応	NPOで対応	NPOで対応	NPOで対応	NPOで対応	NPOで対応	NPOで対応	NPOで対応		県で対応
	市営住宅	NPOで対応	NPOで対応	NPOで対応	NPOで対応	NPOで対応	NPOで対応	NPOで対応	NPOで対応	NPOで対応	NPOで対応		県で対応
	在宅(自力避難)	NPOで対応	NPOで対応	NPOで対応	NPOで対応	NPOで対応	NPOで対応	NPOで対応		NPOで対応	NPOで対応		
朝倉市 東峰村	集会場	NPOで対応	NPOで対応		NPOで対応		NPOで対応					NPOで対応	

4-3 特に配慮すべき事項(陥りやすい事項)

コーディネーションを行う際に、支援の「もれ・むら」が起きそうなポイントと、課題解決に向けた調整について場所ごとに示す。

● 必要な品目・量が配布されているか？

発災直後など物流が混乱しているため、避難者の人数に応じて必要な品目・量が届いていない可能性もある。行政による支援品目以外にも避難生活を継続するうえで必要となる品目を把握する。

<課題解決に向けた対応>

市町村の物資配布や在庫の状況を確認。備蓄の内容、今後の調達・配布予定などを聞き取り、混乱が続く場合は、NPOや企業等への物資支援呼びかけなどの調整を行うこともある。

● 個別ニーズへの対応ができているか？

特に生活に配慮が必要な避難者へは、専門的な支援チームの対応が必要なケースがある。

<課題解決に向けた対応>

保健医療福祉調整本部との共有や、福祉用具等の物資については、JRATなどの専門職チームへ相談することも必要になる。

● 指定避難所以外に物資が届けられているか？

指定避難所以外に避難している場合、物資の支援が届きにくい状況になることがある。自主的な避難所は市町村が把握できず、支援を届けるルートに入っていない可能性がある。

<課題解決に向けた対応>

NPO等から指定外の避難所に関する情報があった場合、速やかに物資の支援が行われているか行政に確認する。物資が届けられるよう行政に依頼することや、取り急ぎNPO等で支援するアレンジを行うことも必要になる。また、指定避難所において、周辺地域の人の分も必要な物資を提供できるようにすることも重要になる。

● 応急仮設住宅や在宅避難者への支援

応急仮設住宅へは、行政が物資提供まで対応できないケースが見られる。行政が家電や生活必需品などを提供できるかどうか、提供できない場合はどうするか、協議が必要になる。

在宅避難者についても、家電や生活必需品が失われたままの生活を余儀なくされる世帯がいることにも留意し、行政の対応と民間支援の調整を図る必要がある。

● 施設への支援

福祉施設や集会場・公民館等の施設については、行政の支援制度だけでは、機能が回復しないケースがある。制度で実施できること、制度ではできないことを把握し、必要に応じて民間の支援が必要になることがある。行政との確認、民間支援の可能性などコーディネーターは意識しておく必要がある。

● 中長期的な影響

大量の物資支援は、地域に与える影響も少なくない。支援をすることで、地域間の分断を生むことは無いのか、支援依存を生むことは無いのか、地域経済の復興を妨げることは無いのか、など地域の関係性や復興の進捗状況などの変化に合わせて、対応を考慮する必要がある。

●多様性やジェンダーへの配慮

物資のニーズは、性別や年齢、立場などによっても異なってくる。そのためには、女性や障がい者、外国人など多様な人々が支援に参加することも重要なポイントになる。ジェンダー的な視点も不可欠であり、過去の災害においては、女性用品などが十分に供給されない傾向や、配布方法に問題がある事例も報告されている。コーディネーターは、常にジェンダーの視点を持ち、支援関係者に周知することも役割である。

[参考]男女共同参画の視点で実践する災害対策 災害とジェンダー<基礎編>「3. 物資の不足と管理」

GDRR 減災と男女共同参画研修推進センター

物資は、大人用の標準的なサイズ・多くの人が必要とするものは大量に供給される傾向にありますが、女性用品、育児・介護用品、アレルギー疾患など病気を抱えている人のための物資や食料といったものは、スムーズには供給されない傾向にありました。

供給が遅れた要因の一つとして、避難所における、被災者のニーズをくみ取る仕組みがうまく働いていなかったことがあげられます。避難所のリーダー・責任者、物資の責任者の多くが男性であり、我慢が美德とされる空気の中、人口の半分を占める女性のニーズや、実際には女性たちが担うことが多い育児・介護・食事等に関する切実な要望を、きちんと出せない傾向にありました。

一方で、ごく一部ではありますが、物資担当に地元の女性たちが入ってスムーズに提供が行われた例、被災者の中から女性リーダーを複数立て、女性たちを中心に細かく把握した被災者のニーズを、毎日行われる避難所運営会議で共有し、支援に反映させた例などがあります。

●被災の現実

- ・女性用・妊産褥婦用の衣服や下着、生理用品、育児用品(ミルク・離乳食・オムツ・おんぶ紐・哺乳瓶など)が不足していた。
- ・避難所リーダーや物資担当者は男性が多く、女性が必要な物資をもらいに行ったり、要望を出しづらかった。
- ・在宅の避難者へ物資や食糧がいきわたらなかった。配布手段が限られていたほか、在宅の避難者には物資を渡さない避難所もあった。

■対策

下記の対策を避難所運営の中でしっかり取り組むことができるようにします。

- 避難者(避難所+在宅)の性別・年齢層別の把握を早い時期に行い、その情報を支援に活用する(名簿の工夫を含む)
- 女性用品(下着や生理用品など)に対する要望の把握と配布は、女性が女性に対して行う
- 女性も物資担当者になる
- 避難所の物資の在宅避難者への提供についてルールを定めておく
- 備蓄物資を女性・子ども・高齢者・障がい者の視点で見直す

行政・団体: 避難所・在宅避難地区への情報収集・実態把握に、男性職員だけでなく女性職員も派遣する。性別・年齢層別の被災者情報把握とその活用を定着させる(多様な被災者の要望を反映)。

地域 : 在宅避難者への物資配布について話し合っておく。

[ポイント]

- ◆ 行政の物資支援が、避難生活や応急仮設住宅での生活に必要な品目すべてをカバーしているわけではない。
- ◆ 特に、個別のニーズには行政で対応するのは難しいことが多い。
- ◆ 指定外避難所や在宅など、被災者が避難している場所によっては、状況把握に時間がかかり、物資支援が届きにくいケースがある。
- ◆ 施設への支援についても、行政の支援だけでは再開に必要な物資が揃えられないケースがある。
- ◆ 大量の物資支援は、地域経済への影響もあるため、中長期的な視野が求められる。
- ◆ ジェンダーや多様性の視点を常に持つておく。

4-5 コーディネーションの体制

■ 災害時のコーディネート体制

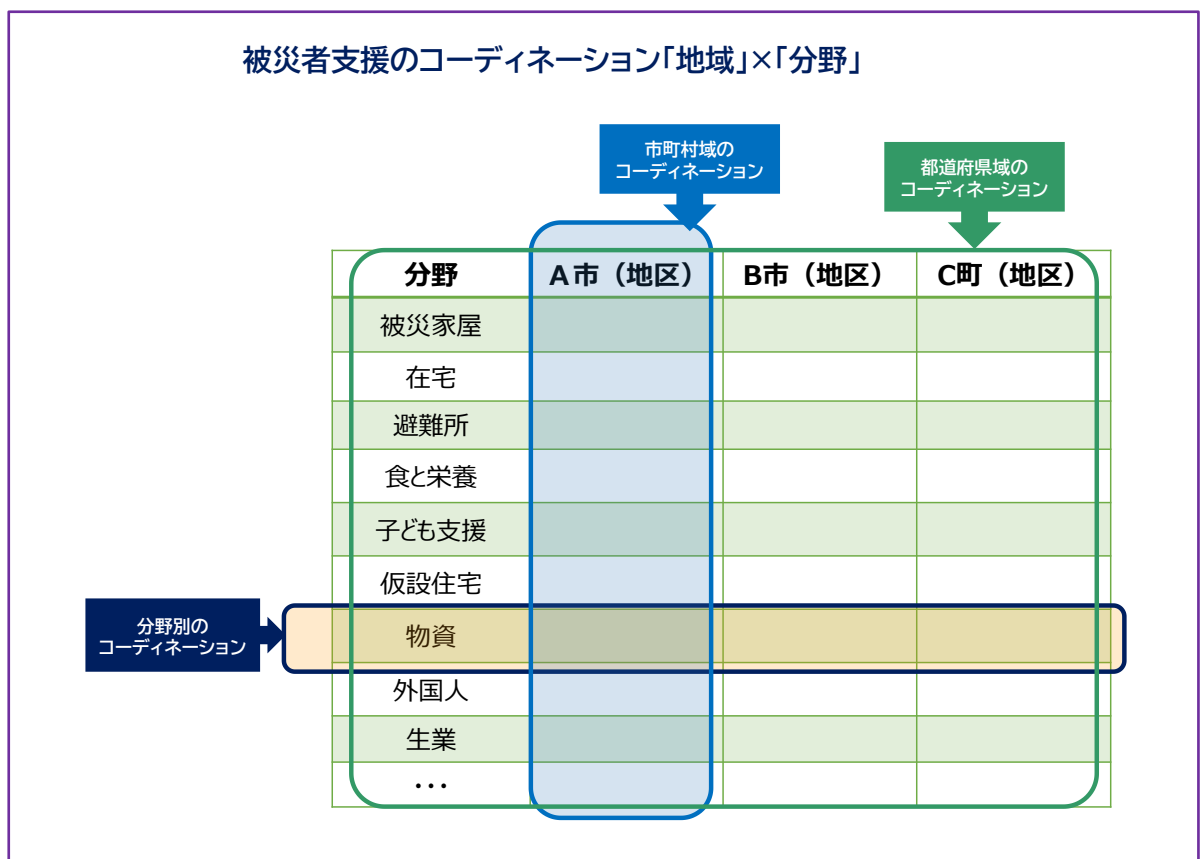
物資支援のコーディネートは、情報共有会議などで寄せられるニーズの情報を踏まえて、

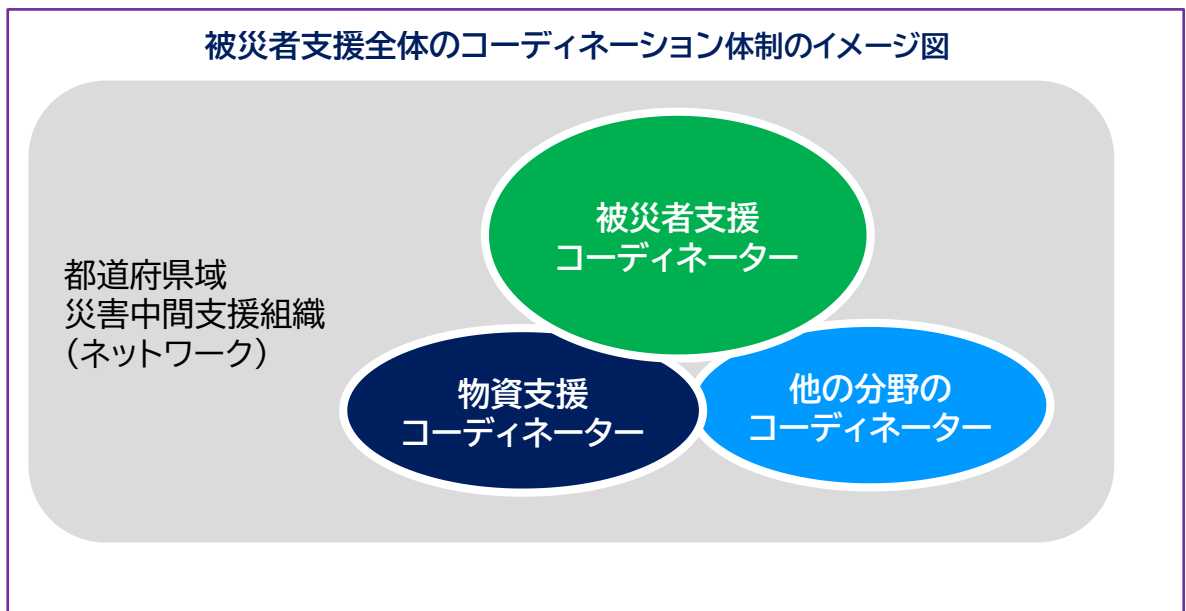
- ◆ 物資支援が可能な団体のマッチング
- ◆ 輸送・保管方法・配布方法などのマッチングやサポート
- ◆ 民間からの支援の申し出の受け皿
- ◆ 行政や社協との調整など の役割が求められる。

「つなぐ」役割だけでなく、必要な人に届けられるまでのプロセスの中で、災害中間支援組織が主体的に関わる場面が多い。特に、応急仮設住宅などへの家電支援などは、公平性の観点から、時には市町村や都道府県域を超えた調整が必要になるケースもある。こうした状況から、物資支援のコーディネートは、被災者支援全体のコーディネート体制の枠組みのなかで、都道府県ごとに複数名の体制で担うことが望ましいと考える。

一方で、本ガイドライン等を通じて、物資支援について共通認識が醸成されることにより、コーディネーターの応援・受援の体制も整備していくことが望まれる。また、スマートサプライを通じた物資支援を行う場合には、Webサイトの立上げや運営など、他の災害中間支援組織からの遠隔での応援も可能である。

なお、都道府県域の災害中間支援組織の体制が無い場合、または複数の都道府県が被災した場合には、全国域の災害中間支援組織(JVOAD)と連携したうえで、他の分野のコーディネートと合わせて、都道府県域全体または都道府県間において支援のめれ・むらの調整が図られていくことが望ましいと考える。





■ 平時の取り組みについて(コーディネーションの体制づくり)

物資支援の分野においては、本ガイドラインを基に、「物資支援コーディネーター」が育成され、平時から支援体制の構築が進められることが期待される。都道府県域では、災害中間支援組織の整備や、被災者支援コーディネーションの体制づくりが進められており、物資支援においても各地の災害中間支援組織を中心に地域特性にあった検討が今後行われることが望ましい。

なお、物資支援の体制整備については、以下のようなポイントが考えられる。

●物資支援ネットワークづくり

- ◆ 物資支援を想定している行政、社協、日赤、企業、NPO等(生協や青年会議所なども含む)などが、ネットワークを構築し、「顔の見える関係」づくりを行う。
- ◆ 物資支援を想定している団体同士が、どのような準備を行っているか、相互理解を深めておく。
- ◆ 行政が用意している備蓄の品目や、発災後の調達の仕組みはどうなっているのかを把握しておく。
- ◆ 企業やNPO等による物資支援について、内容や量など可能範囲で把握しておく。

※各地で災害中間支援組織において物資支援の部会が設けられ、検討が進められている。

災害支援ネットワークおかやま 物資部会

主な支援内容

災害支援ネットワークおかやまで令和2年7月豪雨災害で大きな被害を受けた熊本へ、初動が必要であり購入での支援は行われない「ぞうきん」を届けるプロジェクトを実施した経験を基に、物資の収集と管理、輸送の仕組みづくりを行う部会を立ち上げた。ラストワンマイルをつなぐために、軽トラや軽バンなど小回りのきく車両を活用して、被災地域の避難所や、被災地域内の支援拠点へ物資を届けるための訓練や、物資拠点となる倉庫の設置・運営についても学ぶ研修会を実施しながら、物資支援の仕組みづくりを行っている。

物資支援の調達システム『できるかもリスト』

主な支援内容

『できるかもリスト』とは、物資に関する『困りごと』を解消するために開発した、災害支援ネットワークおかやまが提供する物資の調整を行うスマートサプライをベースとしたWEBシステム。災害発生時に提供支援可能な物品などをあらかじめリスト化されたカタログから選択し、登録するという仕組み。『あらかじめ可能な範囲で物資提供の約束(WEBサイトへの登録)』が可能となり、事前に登録されたリストから選定することが可能となるため、支援物資確保のスピードが格段に上がることが期待される。また、必要なものを必要な分だけタイムリーに現地で手配することが可能になるため、避難所運営の効率化も見込まれる。

●物資支援コーディネーションの体制づくり

- ◆ 避難所、応急仮設住宅、在宅などの物資支援について、いつまでに、どのような品目を支援するのかの検討を行う。
(制度で出来る範囲、協定先企業などに行政が依頼して実施する範囲、自発的な支援に依頼する範囲など)
- ◆ 民間からの支援の受け入れ窓口はどこに設けるのか、検討しておく。
- ◆ 民間からの物資の保管場所、輸送方法なども検討しておく。
- ◆ 物資支援のコーディネーターの確保について検討しておく。

第5章 参考資料

● 災害救助法

災害救助法の概要や制度に関する情報が掲載

https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/info_saigaikyujo.html

● 防災科学研究所 災害過程研究部門

災害過程の科学的解明と効果的な災害対応策に関する研究に関する情報、資料の掲載。

<https://www.bosai.go.jp/katei/>

● 国土交通省 ラストマイルにおける円滑な支援物資輸送の実現に向けた検討

災害時に支援物資輸送・拠点開設、運営ハンドブック等の情報の掲載。

<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/last.html>

● 日本赤十字社

日本赤十字社による救援物資の配布を含めた、国内災害救護に関する情報の掲載。

<https://www.jrc.or.jp/saigai/about/>

● 緊急災害対応アライアンス「SEMA」

大規模な自然災害の発生時に、現地が必要とされる必要な物資・サービスを提供。

ウェブサイトには加盟団体・加盟企業や、被災地支援活動に関する情報等を掲載。

<https://sema.yahoo.co.jp/>

● 減災と男女共同参画 研修推進センター

「男女共同参画の視点で実践する災害対策」のテキスト 災害とジェンダー〈基礎編〉

<http://gdr.org/2014/05/153/>

● 日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）

<https://www.jrat.jp/>

※本ガイドラインの内容は、出典元の都合等により変更となる可能性がございます。最新の情報は随時ご確認ください。

● 被災者支援のガイドライン、ノウハウ集



被災者支援コーディネーション 分野別ガイドライン

家屋保全・子ども支援・食と栄養・外国人への支援・物資支援・多様性配慮
制作：JVOAD



災害支援ネットワークの手引き

作成：JVOAD 2025年9月発行



被災家屋への支援事例 ～ 屋根の対処編 ～

制作：JVOAD 技術系専門委員会 2021年2月発行



災害VCが用意する資機材一覧

(一日100人程度の活動を想定した場合)

制作：JVOAD 技術系専門委員会 2022年5月発行



災害ボランティアセンター技術系ニーズ作業区分一覧

制作：JVOAD 技術系専門委員会 2025年8月発行



新型コロナウイルスの感染が懸念される状況における ボランティア・NPO等の災害対応ガイドライン

作成：JVOAD 2020年6月1日発行



新型コロナウイルス 避難生活お役立ち サポートブック 第4版

制作：JVOAD 避難生活改善に関する専門委員会



作成（※敬称略）

○NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)

○物資支援 ワーキンググループ(※五十音順)

特定非営利活動法人岡山NPOセンター 石原達也

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム 柴田裕子

日本赤十字社 中田彩香

○事例提供

国立研究開発法人 防災科学技術研究所 宇田川真之

ヤフー株式会社 SR 推進統括本部 災害支援推進室 安田健志

コーディネーション委員会(「被災者支援コーディネーション ガイドライン」参照)

災害中間支援組織全体会(「被災者支援コーディネーション ガイドライン」参照)

JVOAD正会員・賛助会員を含む災害支援の関係者の皆様にもご協力頂きました。



本ガイドラインは、令和 4 年度 独立行政法人福祉医療機構
社会福祉振興助成事業(モデル事業)の助成により作成しています。

本ガイドラインは、2025年度Myriad USAの助成により増刷しています。

令和 5 年 3 月

特定非営利活動法人 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク
(JVOAD)

東京都千代田区大手町 2-2-1 新大手町ビル 267-B

TEL 080-5961-9213(代表)



<https://jvoad.jp/>